

成年後見制度 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分であるために、
本人の年金手続きや病院への入院
手続きができない

通帳など大事な書類を
何度もなくしてしまっている

認知症の父親が、訪問販売の人
から何度も不要な物を契約して
しまっていて困っています

福祉サービスを使いたいけど、
契約内容など難しいことは
分からない

自分たち親も高齢になり、
知的障がいがある一人息子
のことが気がかりで...

子どもがいないため、
将来認知症になったときの
財産管理が不安です



県央地域成年後見支援事業

運営：社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
権利擁護サポートセンター

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等	
対 象 者	事理を弁識する能力(判断能力)が不十分(補助)、著しく不十分(保佐)、欠く常況(後見)にある方	判断能力が不十分な方で、自分ひとりで「福祉サービスの契約などの判断をすること」や、「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うこと」などに不安がある方
支援内容	・ 本人の行為全般について本人を代理する(後見)、必要とされる範囲の代理権行使(保佐・補助) ・ 代理権、同意権、取消権を行使することによって、本人を保護	本人の意思に基づき、日常生活の範囲内での支援 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり物の保管 ※施設入所手続き等の代理行為は除く
支 援 者	法定後見制度：補助人・保佐人・後見人 任意後見制度：任意後見人	市区町村社会福祉協議会の職員(専門員、生活支援員)
費 用	本人負担 金額については、家庭裁判所が決定	本人負担 生活保護世帯は公費負担あり
利用方法	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人等が家庭裁判所へ申立て	社会福祉協議会への相談(本人、家族、関係機関から)
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の診断書を家庭裁判所に提出(必要に応じて、鑑定を行うことがあります)	「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合、契約締結審査会で審査(都道府県社協に設置)
監督機関	法定後見制度：家庭裁判所、成年後見監督人(成年後見監督人が選任されないこともあります) 任意後見制度：家庭裁判所、任意後見監督人	運営適正化委員会(都道府県社協に設置)
所 轄 庁	法務省	厚生労働省
法的根拠	民法	社会福祉法

●成年後見制度…………… 3 ページ参照

●日常生活自立支援事業…12 ページ参照

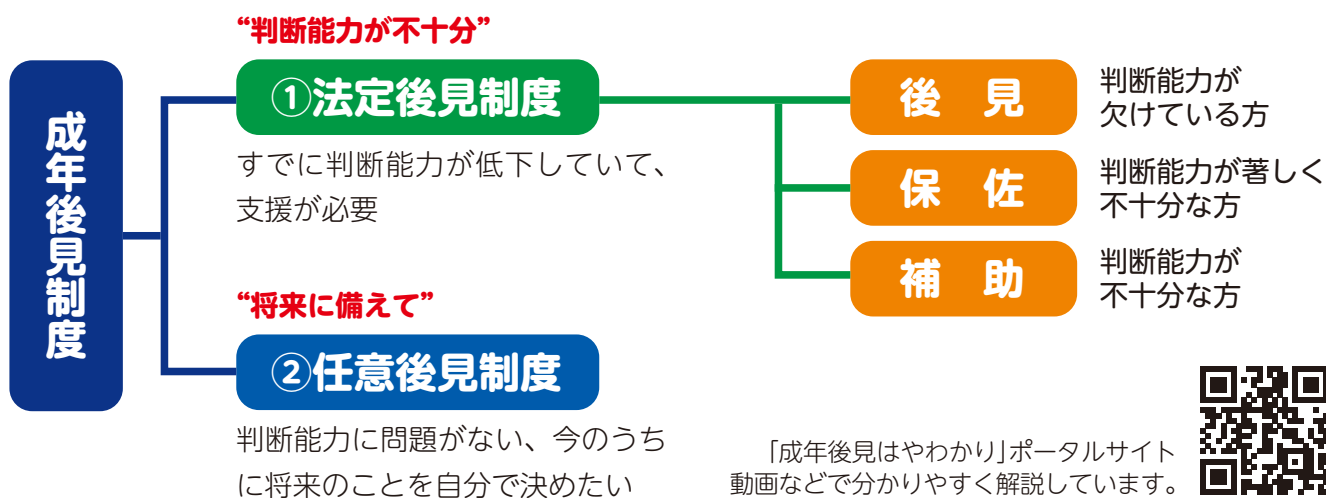
成年後見制度			日常生活 自立支援事業
	法定後見	任意後見	
判断能力あり		将来に備えて、 公正証書で代理人 (任意後見人)と 契約を結ぶ 即効型…任意後見契約 と同時に任意後見監督人 選任の申立を行う 移行型…任意後見契約 と委任契約を行う 将来型…任意後見契約 のみを行う 契約は公証役場で 公証人が作成します	
日常生活に不安がある			軽度の認知症や障がい 等により、自分のみで は契約等の判断をする ことが不安だったり、 お金の管理に困って いる方が対象
不十分	～補助相当～ 支援を受けなければ、 契約等の意味・内容 を自ら理解すること が難しい場合がある。	認知症や障がい等に より、自分一人では 契約等ができなかつ たり、お金の管理が できない方が対象。	「契約の内容を理解 できる 判断能力 」と 「本人の 意思 」が契約 には必要です。
著しく不十分	～保佐相当～ 支援を受けなければ、 契約等の意味・内容 を自ら理解し、判断 することができない。	家庭裁判所へ 申立てる際には、 医師の診断書等が 必要になります。	
常時欠けている	～後見相当～ 支援を受けても、契約 等の意味・内容を自ら 理解し、判断すること ができない。		

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています！

成年後見制度は、①『法定後見制度』と、②『任意後見制度』に分けられます。



法定後見制度と任意後見制度の違い

	①法定後見制度	②任意後見制度
対 象	すでに、判断能力が十分でない方が対象となる制度です。	老後や将来の設計が出来るほど、判断能力が十分ある方が対象となる制度です。
手続き	手続きは、申立人(本人や親族など)が家庭裁判所に申立てを行います。	手続きは、本人が公証役場で公正証書を作成します。
後見人	申立人は、法定後見人候補者の希望を提出することができますが、決定は家庭裁判所が行います。	任意後見人候補者は本人が決めます。本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。
内 容	法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。(※同意権・取消権はありません)
監 督	法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます。家庭裁判所に定期的に後見業務の内容を報告します。(案件によっては、後見監督人等が選任されることがあります)	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した任意後見監督人(弁護士や司法書士など)の監督を受けます。

法定後見制度の三種類

類 型		後 見	保 佐	補 助
要件	対象者 (判断能力)	判断能力が 欠けている方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
開始の 手続	申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
	本人の同意	不要		必要
	医師の鑑定	原則として必要		原則として不要
同意権・ 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為 以外の行為	民法 13 条 1 項所定の 行為 ※ 1	申立ての範囲内で家庭 裁判所が定める「特定 の法律行為」 ※ 2 本人の同意が必要
代理権	付与の対象	財産に関するすべての 法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の 法律行為」 ※ 2 本人の同意が必要	
責 務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

※ 1：民法第 13 条第 1 項所定の行為

- ①預貯金の払戻し、金銭の貸付け ②金銭を借りること、保証人になること ③不動産などの重要財産の処分
④訴訟行為 ⑤贈与、和解、仲裁合意 ⑥相続の承認放棄、遺産分割 ⑦贈与遺贈の放棄、不利な贈与遺贈を受けること
⑧新築、改築、増築、大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借契約

※ 2：特定の法律行為

内容は※ 1「民法第 13 条 1 項所定の行為」に挙げられている中で、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める行為

法定後見制度の権限

同意権・取消権

同意権は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人の不利益でないか確認し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。

ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

代理権

代理権とは、本人に代わって(本人を代理して)契約等の法律行為を行う権限のことです。保佐、補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

本人の契約能力がなくても、本人に代わって施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

成年後見人等の具体的な職務内容

できること

●財産管理

- ・通帳や権利証などの保管
- ・収支の管理(預貯金の管理、年金・給与の受取り、公共料金・税金の支払いなど)
- ・不動産の管理、保存、処分
- ・遺産分割、行政上の手続き、税の申告
- ・金融機関との取引

●身上保護

- ・本人の住居に関すること
- ・介護の契約に関すること
- ・施設入退所に関すること

できないこと

- ・掃除、洗濯、介護や看護
- ・親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- ・投機的な運用
- ・日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
- ・本人に代わって、婚姻、離婚、養子縁組を決めること
- ・手術等の医療行為への決定及び同意
- ・身元引受人(身元保証人)
- ・葬儀を執り行うこと

法定後見制度について

1 検討

●誰が申立てをするか検討します

【申立てをすることができる方】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 など

●後見人等候補者を検討します

【成年後見人等になれる方】

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 法人(社会福祉法人、NPO 法人など)
- 市民後見人など

【成年後見人等になれない方】(欠格事由)

- 未成年者
- 成年後見人等を解任された方
- 破産者で復権していない方
- 本人に対して訴訟をしたことがある方、
その配偶者又は親子
- 行方不明である方

※申立時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

申立てを検討している方は、普段から本人と関わりのある**医療・福祉関係者**へ事前にご相談することをおすすめします。



※医療・福祉関係者とは、主治医や病院の相談員、介護支援専門員、相談支援専門員、施設の相談員、地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する成年後見センター等の職員等を指します。

※申立書類の中には、医療・福祉関係者に記入してもらう「本人情報シート」(本人の生活状況等を記入する)があります。

2 申立て準備

●申立てに必要な書類を準備します

①申立書類の入手(手続き案内)

家庭裁判所後見係で『手続き案内』(成年後見制度の説明)を受け、「成年後見申立てセット」(様式、記入例等)を取得します。

本人の所在地の家庭裁判所に申立てをするため、管轄の家庭裁判所から様式をお取り寄せください。



また、**権利擁護サポートセンター**及び**市町村担当課**においてもご説明のうえ配布しています。

※水戸家庭裁判所ホームページ(「後見サイト水戸」で検索)からダウンロードすることもできます。

②診断書の取得

「成年後見申立てセット」に入っている様式で、「本人情報シート」に必要事項を記入し、「診断書の作成を依頼された医師の方へ」、「診断書・診断書附票」と一緒に主治医に渡します。また申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否を依頼します。

【診断書作成費用】

5,000 円～30,000 円程度

医師は精神科等の専門医でなくても構いません。また、医療機関によって作成費用は異なります。



③申立書の作成及び添付書類の準備

申立てに必要な書類準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

※申立てに必要な費用は9ページ参照

※原則として申立費用は申立人の負担です。上申書を提出することで、家庭裁判所が申立費用を本人負担と認める場合があります。

3 申立て

●後見等開始の申立てをします

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に申立てます。

家庭裁判所に申立書を持参した場合に受付担当者が申立人から申立内容等の確認をすることがあります。

※申立て前の確認事項については10ページ参照

4 調査・確定

●調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向など詳しい事情を関係者から聴取することがあります。

補助の場合や代理権・同意権を付与申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

●鑑定

後見・保佐・補助の申立てをする場合、本人の判断能力について、より正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

5 審判・登記

●審判

家庭裁判所が成年後見人等の選任をします（審判書が、申立人、後見人等に通知されます）。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることがあります。

●審判確定

後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

●後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。依頼から10日前後で登記完了の通知が来ます。

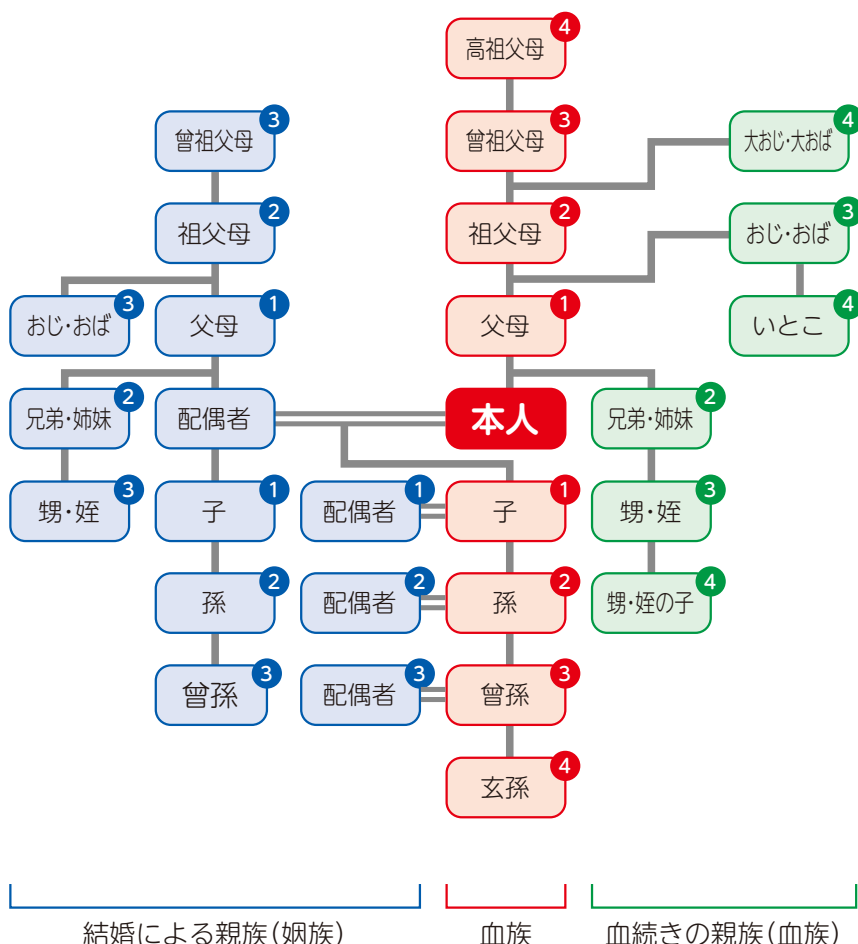
法務局で「登記事項証明書」を取得し、ここから後見人としての活動がスタートします。

●事務報告書(成年後見人等に選任された時)の提出

審判が確定してから1か月以内に家庭裁判所へ事務報告書（成年後見人等に選任された時）、財産目録及び本人収支表を提出します。

4 親等内の親族

※親族：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



任意後見制度について

1 検討

●任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】

成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。

- 親族や知人
 - 法律・福祉の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
 - 法人(社会福祉法人、NPO 法人など) など
- ※契約時に適切な任意後見人候補者がいない場合、専門家の団体等に紹介してもらうこともできます。

●任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者(将来任意後見人になる人)との話し合いにより、委任する内容を決めます。

委任者の意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】

- 財産管理に関すること
- 身上保護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬(金額は本人との契約により決定します)

— 併せて契約すると安心 —

本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されたときから任意後見契約の効力が生じ、本人が亡くなったときに効力を失います。

任意後見制度と併せて、以下の**委任契約**や**遺言**しておくことで、より安心度が高まるとされています。
※委任契約の費用は内容や人によって異なります。

【見守り契約】

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片付けなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいと言われています。

2 契約

●任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公正役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。

病気等で公正役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です(出張費別途有料)。

【必要な書類】

- ①戸籍謄本(本人)
- ②住民票(本人・任意後見受任者)
- ③印鑑登録証明書(本人・任意後見受任者)
- ④その他(診断書や財産目録等が必要な場合があります)

※法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

【任意後見契約にかかる費用】 約 15,000 円

- ①公正証書作成の基本手数料 11,000 円
- ②登記嘱託手数料 1,400 円
- ③法務局に納付する印紙代 2,600 円
- ④その他(証書代、登記嘱託書郵送用切手代など)

●任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録されます。

登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

※登記後、任意後見監督人が選任されていない時点であれば、取り下げることができます。

本人の判断能力が不十分になった場合

3 申立て準備

●任意後見監督人の選任 申立てに必要な準備をします

本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見監督人選任の申立てをします。

なお、申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 任意後見受任者 など

【申立てに必要な書類】

- ☐申立書
- ☐親族関係図
- ☐財産目録
- ☐診断書・診断書附票
- ☐戸籍謄本
- ☐任意後見登記事項証明書
- ☐任意後見契約公正証書の写し
- ☐本人の財産や収支に関する資料
- ☐その他(印鑑等) など

※水戸家庭裁判所のホームページをご参照ください。

※戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものがが必要です。

【任意後見監督人選任申立てにかかる費用】

- ①収入印紙 800 円
- ②登記嘱託手数料 1,400 円
- ③郵便切手 5,050 円

※金額は変更される場合があります。

4 申立て

●任意後見監督人の選任申立てをします

本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

家庭裁判所に申立書を持参した場合に受付担当者が申立人から申立内容等の確認をすることがあります。

●調査

後日、家庭裁判所の調査官が、申立て人及び後見人等候補者へ本人の状況など詳しい事情を聴取することがあります。

5 審判・登記

●審判

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します(審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます)。

●後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。依頼から10日前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

一口メモ

【遺言の活用】

遺言の方式には、主に**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。

■自筆証書遺言

自筆証書遺言は、軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思にしたがって作成することができ、手軽で、かつ、自由度の高い制度です。法改正により、財産目録について自書しなくてもよくなり、法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなりました。

■公正証書遺言

公正証書遺言は、法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち会うなど厳格な方式にしたがって作成し、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度です。また、遺言者は遺言の内容について公証人の助言を受けながら、最善の遺言を作成することが出来ます。また、遺言能力の確認も行われます。

成年後見制度の利用にかかる費用

①申立費用（金額は変更される場合があります。）

	名 称	取得先	金 額
事前準備で 必要な費用	本人の「戸籍謄本 (全部事項証明書)」	本籍地市町村役場	450 円
	本人の「住民票」又は 「戸籍の附票」	住所地又は 本籍地市町村役場	300 円
	本人の「登記されていない ことの証明書」	法務局 (取得方法は、11 ページ参照)	300 円
	候補者の「住民票」又は 「戸籍の附票」	住所地又は 本籍地市町村役場	300 円
	診断書(成年後見制度用)	医療機関	5,000 円～3 万円程度
家庭裁判所に 納める費用	収入印紙(申立費用) ○後見開始 800 円 ○保佐・補助開始+代理権付与 1,600 円 ○補助開始+同意権付与 1,600 円 ○補助開始+代理権付与+同意権付与 2,400 円		800 円～2,400 円
	収入印紙(登記嘱託費用)		2,600 円
	郵便切手(令和 6 年 10 月から郵便料金に変更されます) ○後見開始 5,050 円(500 円× 4 枚、210 円× 5 枚、 100 円× 5 枚、84 円× 15 枚、20 円× 7 枚、10 円× 10 枚) ○保佐・補助開始 6,150 円(上記に加えて、500 円 × 2 枚、100 円× 1 枚)		5,050 円～6,150 円
	鑑定料(必要がある場合)		5 万円～10 万円程度

②申立ての代理及び申立書類作成委託料

本人や配偶者、4 親等内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。

職 能	団 体 名	電話番号	内 容
弁護士	茨城県弁護士会 水戸相談センター	029-227-1133	申立てについての 相談及び代理等
司法書士	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート茨城支部(茨城司法書士会内)	029-302-3166	申立書類の作成 及び提出の代行

※上記「①申立費用」は別途必要になります。

③後見人等に対する報酬

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、本人の財産から支払われるようになります。また、後見人が訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却等を行い、被後見人の財産を増加させた場合又は減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることもあります。なお、複数の成年後見人等が選任されている場合には分掌の内容に応じて按分されます。

親族が成年後見人等に選任されている場合でも報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合には申立てをする必要はありません。



本人の財産から負担することが困難な場合には、市町村で行っている「**成年後見制度利用支援事業**」の助成を受けることもできます。

(助成条件は、市町村によって異なりますので、市町村へお問い合わせください。)

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度とは異なり、任意後見契約の中で定められますが、任意後見監督人については家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

✓ 申立て前の注意事項

- ① 成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった方が対象です。(本人の障がいが身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません)
- ② 手続きにある程度の時間がかかります。(問題がなければおおむね2～3か月)
- ③ 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、申立人が希望する人が選任されるとは限りません。
- ④ 家庭裁判所が本人の精神状況に関する鑑定を必要と判断した場合には、申立人には、鑑定費用として相当額を予納していただくとともに、鑑定のための本人の通院等に協力していただくことがあります。
- ⑤ 本人の預貯金等の財産の内容によっては、家庭裁判所から後見制度支援信託(詳細は11ページ参照)の利用について検討を求められる場合があります。
- ⑥ 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。
申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- ⑦ いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることはできませんのでご注意ください。

登記されていないことの証明書

【交付請求できる方】

本人、配偶者、4 親等内の親族、成年後見人等（運転免許証など本人確認できる資料の提示・提出が必要）

【証明書交付手数料】

登記されていないことの証明書 1 通 300 円
登記事項の証明書 1 通 550 円

【窓口での請求】

最寄りの法務局の本局（出張所は不可）の戸籍課で交付を受けることができます（下記持参）。

- 請求者の本人確認ができる資料
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や 4 親等内の親族の場合）

【郵送での請求】

東京法務局あて下記の書類を郵送し交付請求します（東京法務局の連絡先は 14 ページ参照）
（約 1 週間～ 10 日程度かかります）。

- 申請書（収入印紙（手数料）を貼る）
- 本人確認できる資料のコピー
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や 4 親等内の親族の場合）
- 返信用の封筒（切手を貼り、あて名を記載した長 3 サイズの封筒）

※申請書は東京法務局のホームページからダウンロードできます。

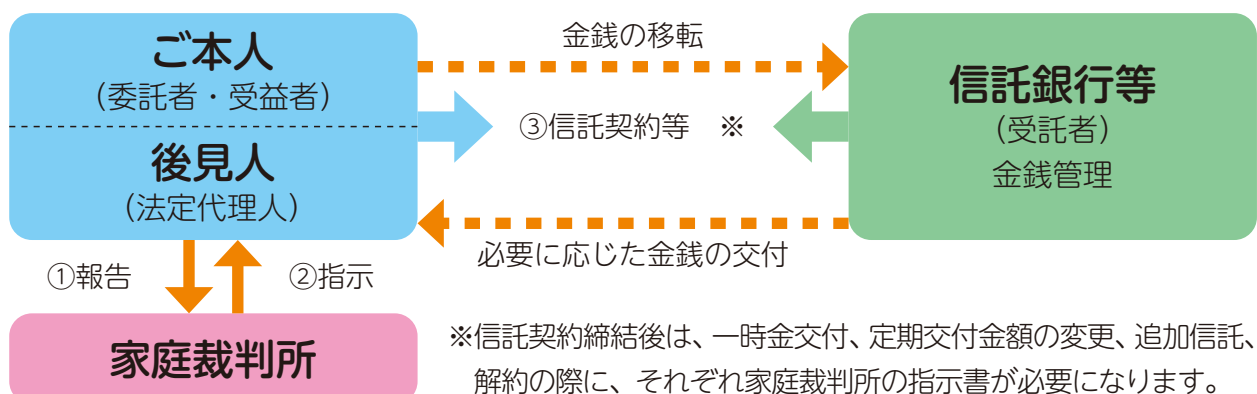
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。成年後見において利用することができます（保佐、補助及び任意後見では利用できません）。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

家庭裁判所が信託の利用に適すると判断した場合、後見人が信託する銀行等や財産の額などを決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等と信託契約を締結します。

【後見制度支援信託のイメージ】



日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利を擁護することを目的にしている事業です。

具体的なサービスは？また利用料は？

○福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス（1時間当たり 1,100 円）

- ・福祉サービスの利用をお手伝いします。
- ・日常的な金銭の出し入れをお手伝いします。
預貯金口座から生活費を払い戻し、ご自宅にお届けします。
- ・家賃や公共料金などの各種支払いを代行します。
支払いに滞りがないようにお手伝いします。



相談から支援計画作成、契約の締結は**無料**ですのでお気軽にご連絡ください。

○書類等預かりサービス（1ヶ月当たり 500 円）

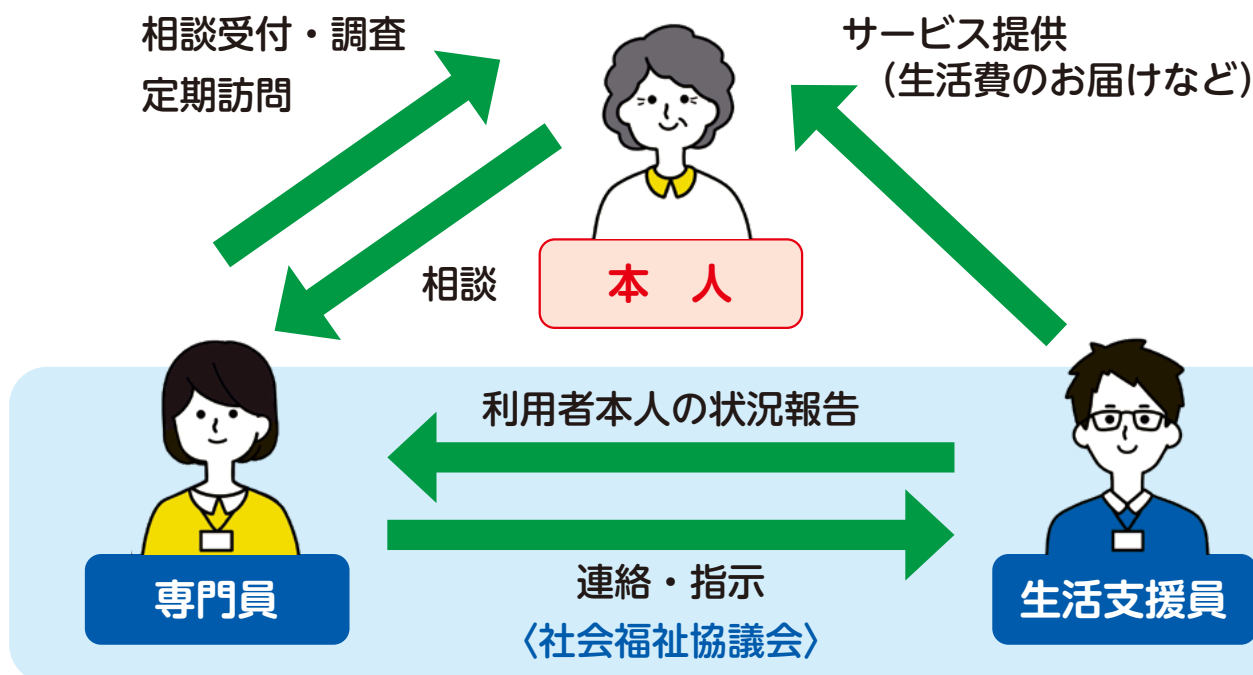
- ※上記サービスに付随して利用できるサービスです。
- ・定期預金や権利書、実印などの大切な書類等を失くさないよう、銀行の貸金庫でお預かりします。

※生活保護を受けている方は利用料が免除になります。

※支援に伴う交通費についても実費負担をしていただくことがあります。

誰がお手伝いしてくれますか？

社会福祉協議会で働く「専門員」と「生活支援員」がお手伝いします。



専門員と生活支援員の業務

専門員

- ・相談業務
- ・利用に関する調査
(アセスメントシートの作成、
契約締結判定ガイドラインの作成)
- ・利用契約の締結、終了等の手続き
- ・支援計画書作成及び変更に関する業務
- ・支援計画書に基づく定期的な訪問
- ・関係機関等と連携調整など

本人の困り事や
希望をお伺いし
一緒に考えます。



生活支援員

- ・定期的に利用者宅を訪問し、支援計画書に沿った支援を実施
- ・支援内容や利用者の状況等を専門員へ報告など

生活費のお届けや家賃・
電話料金などの支払い
をします。



サービス利用の流れ

①相談の受付

市町村社会福祉協議会が相談を受け付けます。

②相談・調査

専門員が自宅や施設、病院などを訪問し、お話を伺います。
サービス内容について説明し、本人のサービスの利用意思及び契約能力の
確認を行うため、数回訪問します。

③支援計画書の作成

本人と市町村社会福祉協議会とでサービス内容や支援の頻度など詳細について
取り決めをします。
本人の希望を伺いながら支援計画を提案し、支援計画書を作成します。

④契約締結 審査会

契約締結能力に疑義が生じた場合には、本事業の利用意思の確認、利用内容
(福祉サービスの利用援助など)を含めて書類を整え、契約締結審査会に審査
を依頼します。

⑤契約

本人と市町村社会福祉協議会とで、サービスの内容を十分に確認した上で、
契約を結びます。なお、茨城県社会福祉協議会との三者契約になります。

⑥サービス 開始

市町村社会福祉協議会の専門員・生活支援員が支援計画に沿ってサービスを
提供します。

日常生活自立支援事業の相談窓口

最寄りの市町村社会福祉協議会へご相談ください

成年後見制度に関するお問い合わせ

令和6年6月現在

成年後見制度の申立てに関すること

- ◆水戸家庭裁判所(県央地域の管轄区域：水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、小美玉市のうち旧美野里町、旧小川町)
〒310-0062 水戸市大町 1-1-38 Tel029-224-8486

- ◆水戸家庭裁判所 土浦支部(県央地域の管轄区域：小美玉市のうち旧玉里村)
〒300-8567 土浦市中央 1-13-12 Tel029-821-4349

任意後見契約・公正証書遺言に関すること

- ◆水戸合同公証役場
〒310-0801 水戸市桜川 1-5-15 都市ビル6階 Tel029-221-8758 Tel029-231-5328

登記事項証明書の交付申請に関すること

- ◆東京法務局 後見登録課(郵送申請の場合)
〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 Tel03-5213-1360
- ◆水戸地方法務局 戸籍課(窓口申請の場合)
〒310-0061 水戸市北見町 1-1 Tel029-227-9916
※近くの各法務局及び地方法務局において取り扱っていますが、支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。

弁護士・司法書士に申立てを依頼する場合の費用立替に関すること

- ◆日本司法支援センター茨城地方事務所(法テラス茨城)
〒310-0062 水戸市大町 3-4-36 大町ビル3階 Tel0570-078317

専門職に相談したい

- ◆茨城県弁護士会 水戸相談センター
〒310-0062 水戸市大町 2-2-75(茨城県弁護士会館) Tel029-227-1133
- ◆公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部(茨城司法書士会内)
〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16(茨城司法書士会館内) Tel029-302-3166
- ◆権利擁護・成年後見センターぱあとなあいばらき(茨城県社会福祉士会内)
〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階 Tel029-244-9030

5市3町1村で連携しています

人口減少、少子高齢社会にあっても、安心して暮らせる地域を形成し、圏域の市町村が相互の役割分担の下、連携して生活機能の確保やネットワークの強化等を図るため、定住促進につなげていくため、5市3町1村で「**茨城県央地域定住自立圏**」を形成し、平成29年度から医療、福祉、産業振興、環境、教育、地域公共交通、人材育成等、様々な分野における広域連携事業を推進してきました。

そのような中、令和2年4月に、水戸市が中核市へ移行し、総務省が推進している「**連携中枢都市圏構想**」の連携中枢都市となる要件を満たし、これまでの広域連携の取組を一層深化させ、広い視野に立った効果的な施策を展開していくために、令和4年度から「**いばらき県央地域連携中枢都市圏**」へ移行されました。

福祉分野では、成年後見制度の普及啓発などに取り組む「**県央地域成年後見支援事業**」を実施しております。

●圏域を構成する5市3町1村

水戸市(連携中枢都市)、笠間市、ひたちなか市、
那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村



権利擁護サポートセンターのご案内

時 間

月～金(土・日・祝日及び年末年始は除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

場 所

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会
〒311-4141 水戸市赤塚 1-1
水戸市福祉ボランティア会館内

連絡先

TEL. 029-309-5001
FAX. 029-309-5525
E-mail: kenriyogo@mito-syakyo.or.jp
<https://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/daily-life/protection>



車でお越しの際には、水戸市赤塚駅
北口駐車場にお停めください。



ホームページ

県央地域の5市3町1村が連携して、地域で生活をする方の権利擁護事業の一環として「県央地域成年後見支援事業」に取り組んでおり、水戸市社会福祉協議会が運営しています。